

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

令和7年10月1日更新

社会福祉法人 楽友会

多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員に対し、平成31年4月から実施していた初期加算及び継続勤務加算と契約時間加算について令和6年4月1日より運用を一部変更したが、本年の最低賃金の更新に伴い一部変更を行う。

1 初期加算について…変更なし

- ① 初期加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算は、契約時給に加算して支給する。
- ③ 初期加算の金額は、下記別表1に定める。

2 継続勤務加算について…変更なし

- ① 継続勤務加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。

（ア）雇用契約において1週当たりの労働時間が24時間を超える職員。

（イ）毎年4月1日時点で継続勤務年数が1年を超える職員。

（ウ）月間の出勤率が雇用契約の8割以上の職員。

- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年4月1日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。

なお、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所及びほのぼの堀之内以外での勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。

- ③ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ④ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し下記別表1に定める。
- ⑤ 継続勤務加算の金額は、毎年4月1日に決定する。

3 契約時間加算について…令和5年8月分より新設した契約時間加算の金額を令和7年10月から50円から80円に変更する。

契約時間加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職のうち週の契約時間数24時間以上を対象に支給する。

4 時給計算方法

基本時給 + 初期加算 + 継続勤務加算 + 契約時間加算 = 時給合計

（時給の例） 処遇改善の確認の参考資料とし基礎時給の増加はあくまでモデル

・条件① 令和6年4月1日、入職労働時間32時間／週 契約時間加算変更令和7年10月から

年度	継続勤務 年数	基礎時給	初期 加算	継続勤務 加算	契約時間加算	時給合計
6	0年	1,100	100		50	1,250
7	1年	1,100	100	3	50	1,253

7	1年	1,100	100	3	80	1,183
12	6年	1,110	100	6	80	1,296

・条件② 継続勤務年数：令和6年4月1日時点で満6年、労働時間32時間／週

(単位：円)

年度	継続勤務 年数	基礎時給	初期 加算	継続勤務 加算	契約時間加算 令和5年8月～ 50 令和7年10月～80	時給合計
4	4年	1,080	100	10		1,190
5	5年	1,100	100	10	50	1,260
6	6年	1,110	100	13	50	1,273
11	11年	1,200	100	16	80	1,396
16	16年	1,220	100	19	80	1,419

令和 7 年 10 月 1
日更新

多摩市白楽荘在宅サービスセンター
通所介護事業所

(単位:円)

加算の種類	継続勤務年数 (満年数)	処遇改善適用開始日 (満年数)		増加額	継続勤務加算 累計額
初期加算 (全員)	—	—		100	
契約時間加算 (該当者)	—	—		80	
継続勤務加算 (該当者)	1 年	2年目	4 月 1 日	3	3
	6年	7年目	4 月 1 日	3	6
	11年	12年目	4 月 1 日	3	9
	16年	17年目	4 月 1 日	3	12
	21年	22年目	4 月 1 日	3	15
	26年	27年目	4 月 1 日	3	18
	31年	32年目	4 月 1 日	3	21
	36年	37年目	4 月 1 日	3	24